

青森県知事 殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：				法人番号：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地						
	(ふりがな)				(生年月日)		
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生		
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：						
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
	施設の名称、屋号又は商号						
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥			
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日			
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載				
	自動販売機の型番		業態				
HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理					
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設				☐		
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。				☐		
営業届出	営 業 の 形 態				備考		
	1						
	2						
	3						
担当者	(ふりがな)				電話番号		
	担当者氏名						

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報

営業施設情報報

業種に応じた情報

添付書類

営業許可業種

備考

法第55条第2項関係						該当には ☒
(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。					☐
(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。					☐
(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。					☐

令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □㊱添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □㊲ショートニング						
(ふりがな)				資格の種類		
食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要				受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
使用水の種類				自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 （ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道 ）						
② ☐ ①以外の飲用に適する水						

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐
------------------	--	--------------------------	-------------------	--	--------------------------

ふぐの処理を行う施設								☐
(ふりがな)								
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合								認定番号等

☐	施設の構造及び設備を示す図面					☐
☐	（飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果					☐
☐						☐
☐						☐

許可番号及び許可年月日		営 業 の 種 類			備 考	
1	年 月 日					
2	年 月 日					
3	年 月 日					
4	年 月 日					

備考						
----	--	--	--	--	--	--